

議案第 18 号

亀山市消防団条例の一部改正について

亀山市消防団条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 27 年 2 月 26 日提出

亀山市長 櫻井 義之

別 紙

亀山市消防団条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市消防団条例の一部を改正する条例

亀山市消防団条例（平成17年亀山市条例第148号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「団員が水火災、警戒又は訓練の職務に従事した場合においては」を「団員には」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第14条関係）

区分	金額
水火災その他の災害に出動した場合	1回につき5,000円
水火災その他の災害の警戒及び行方不明者の捜索に出動した場合	1回につき4,000円
訓練に出動した場合	1回につき4,000円
広報活動及び指導（講習会における指導をいう。）を行った場合	1回につき4,000円
研修及び会議に出席した場合	1回につき3,000円

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。